

上尾市がん検診等実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 2 2 号

上尾市がん検診等実施規則の一部を改正する規則

上尾市がん検診等実施規則（平成 2 4 年上尾市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表成人歯科健康診査の項及び成人訪問歯科健康診査の項中「4 0 歳以上」を「3 0 歳（がん検診等を受診しようとする年度において、当該年度の末日までに 3 0 歳に達する場合を含む。）及び 4 0 歳以上」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市がん検診等実施規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、この規則の施行の日以後に受診した新規則第 2 条第 1 項に規定するがん検診等について適用し、同日前に受診した同項に規定するがん検診等については、なお従前の例による。